

「美肌県しまね」キャッチコピーロゴマーク使用要領

(目的)

第1条 この要領は、島根県（以下、「県」という。）以外の者が、「美肌県しまね」キャッチコピーロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてロゴマークとは、別表図1に示すデザインとする。

(ロゴマークに関する権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、県に属する。

(使用の届出)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、使用届出書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて、あらかじめ知事に届け出なければならない。

- (1) 申請者の事業概要がわかる資料
- (2) ロゴマークの使用内容がわかる企画書等
- (3) その他知事が必要と認める書類

(使用の基準)

第5条 知事は、前条に規定する使用届出書を受理した場合は、その内容を確認し、当該使用が県の目的に合致した県内外への情報発信や気運醸成等に寄与すると認めるときは、使用を確認する書面を届出者へ送付する。

2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は使用を認めないものとする。

- (1) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) その他知事が不相当と認めた場合

(使用の条件)

第6条 知事は、必要があると認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する者は、使用上の遵守事項として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法等の関係法令に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守

しなければならない。

- (1) 使用届出書に記載された事業のみに使用すること。
- (2) ロゴマークの一部のみを使用したり、又は変形させたり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (3) ロゴマークを使用した場合には、使用実績（パンフレット等）を速やかに県に提出すること。

（経費等の負担）

第8条 県は、この要領によりロゴマークの使用した者に対し、その使用に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第9条 県は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

（情報の公開）

第10条 知事は、ロゴマークの使用状況等について、利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年11月6日から適用する。

別表図1

